

# 学校いじめ防止基本方針

茂原市立新治小学校

## 1 基本方針

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの  
(いじめ防止対策基本法 第2条)

### (2) 基本方針

- ①「学校いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、茂原市立新治小学校の教職員の意見、及び児童、保護者の意見を広く取り入れて決定するものとする。
- ②いじめは、人として決して許されない行為ではあるものの、いじめはどの子にもどの学校にも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめのない学校づくりをする。
- ③言葉や暴力によるものだけではなく、インターネットを媒体とするいじめへの対応等、職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指していく。
- ④いじめの実態及びいじめがあった際の聴取内容については、個人情報の保護を考慮しながら、積極的に情報提供をするとともに、隠蔽をすることのないようにする。
- ⑤いじめ防止に対する具体的な方策については、児童や保護者に、学校における取り組みの内容や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取り組みの改善を図る。

### (3) 内容

- ①いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策基本法 第22条）
- ②いじめに対する取り組み
  - ア いじめの防止のための取り組み
  - イ 早期発見のための取り組み
  - ウ いじめがあった場合の措置
  - エ 年間指導計画作成
- ③重大事態への対処（いじめ防止対策基本法 第28条）
- ④教育委員会、関係機関との連携

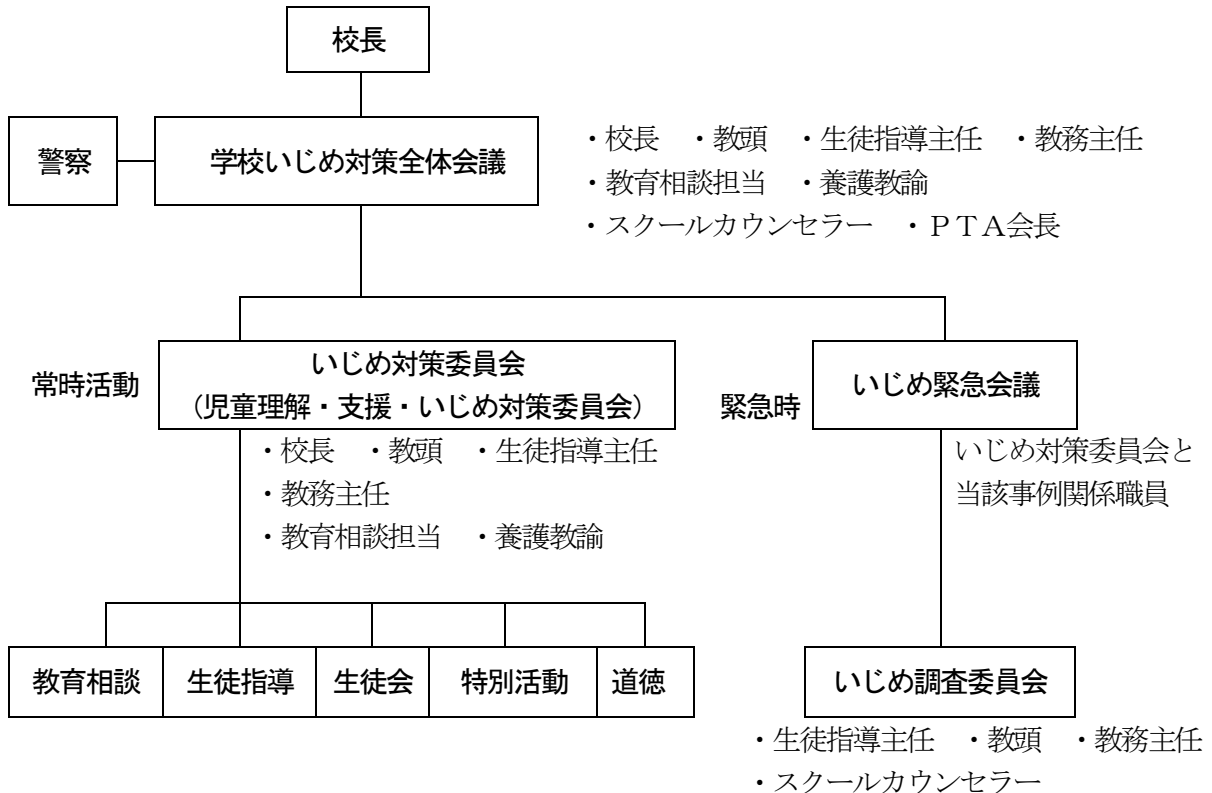
## 2 児童の実態

平成30年度におけるいじめと疑われる行為のうちで主なもの

- ①冷やかす・悪口・嫌なことを言われる。
- ②にらまれる。
- ③たたかれる。

※対応し、引き続き指導・経過観察をしています。

### 3 学校いじめ対策組織



### 4 いじめに対する取り組み

#### (1) いじめの防止のための取り組み

- ①児童には、いじめは絶対に許されるものではないことについての指導を徹底するとともに、人権教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。(4, 9, 1月を重点月とする。)
- ②保護者や地域に対しては、ホームページで「学校いじめ防止対策基本方針」を公開するとともに、学校だよりで、いじめ防止に対する方針や取り組みの状況を広報する。
- ③教職員の言葉が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないように十分に配慮する。
- ④過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発しないよう努める。
- ⑤生徒指導の機能を生かした分かる授業の展開を目指す。
- ⑥道徳教育の充実を図り、道徳的实践力を養う。
- ⑦ピア・サポートの効果的な活用や特別活動の充実により、人間関係力を育成する。
- ⑧いのちを大切にするキャンペーン等、児童会活動の充実を図り、児童が主体となったいじめ撲滅の取り組みを支援する。
- ⑨「児童理解・支援・いじめ対策委員会」を月1回開催し、以下の内容についての会議を行う。
  - ・各学年の状況についての情報交換
  - ・いじめ防止についての計画の確認
  - ・いじめ防止対策についての検証と計画の修正

#### (2) いじめの早期発見のための取り組み

##### ア アンケート調査や面談等

- ①6月・11月・2月の年間3回、学校生活(いじめ)に関する調査を行う。
- ②アンケート調査をもとに、担任、希望する教職員は、教育相談を行う。(6月・11月・2月)
- ③保護者との面談(7月、12月)の際には、いじめに関する内容を盛り込む。

##### イ いじめ・セクハラ相談や通報等

- ①いじめ相談・セクハラ相談窓口は、養護教諭・生徒指導主任とし、学校だより等で家庭への周知を図る。
- ②「いじめゼロ宣言」を各学級に掲示し、「はなす勇氣」の啓発を行う。

## ウ その他

- ①担任を中心として、日常での児童の人間関係を掌握し、教職員がいじめの芽を早期発見できるようにする。
- ②日記等の活用により、児童がいじめに関する相談をしやすい環境を整える。
- ③「相談箱」を設置し、いじめ等に関する相談をしやすい環境を整える。
- ④昼休み等授業時間以外の児童の人間関係を観察する等、日常的いじめの早期発見に取り組む。
- ⑤いじめを知った場合、いじめらしいと認知した場合は、学校の相談窓口に通報する旨、保護者に周知する。
- ⑥外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。

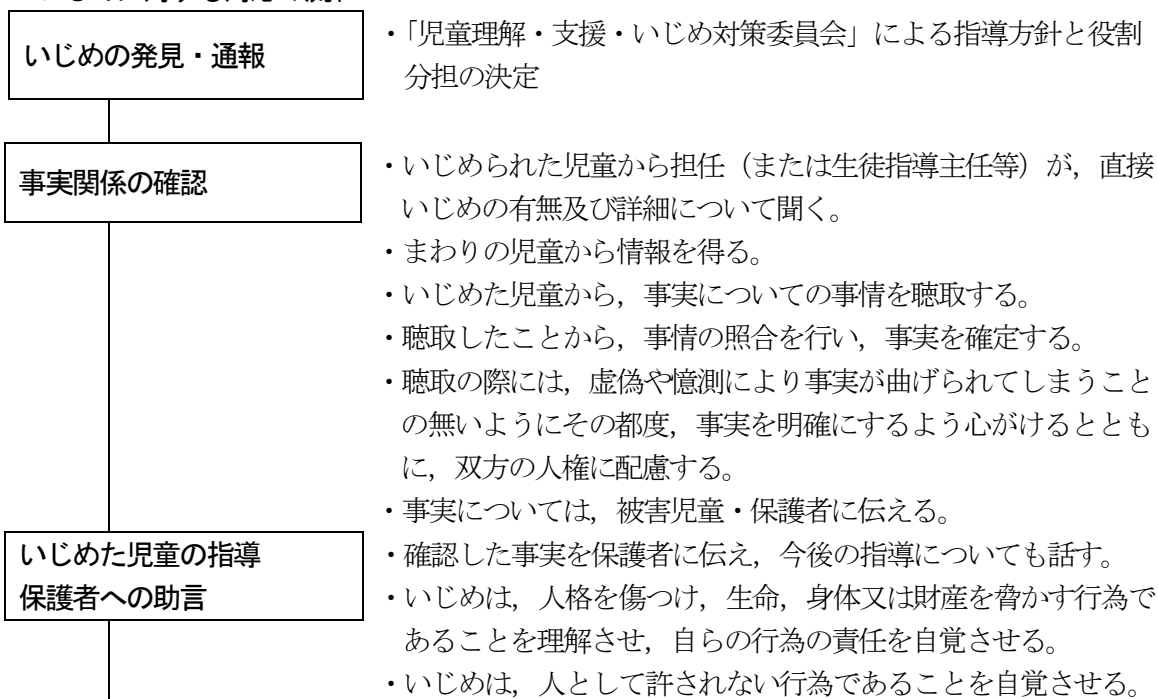
子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
千葉いのちの電話	043-227-3900
東上総教育事務所相談室	23-4460
千葉県警察外房地区少年センター	22-3741
茂原市青少年指導センター	22-4466
茂原市教育委員会学校教育課	20-1558

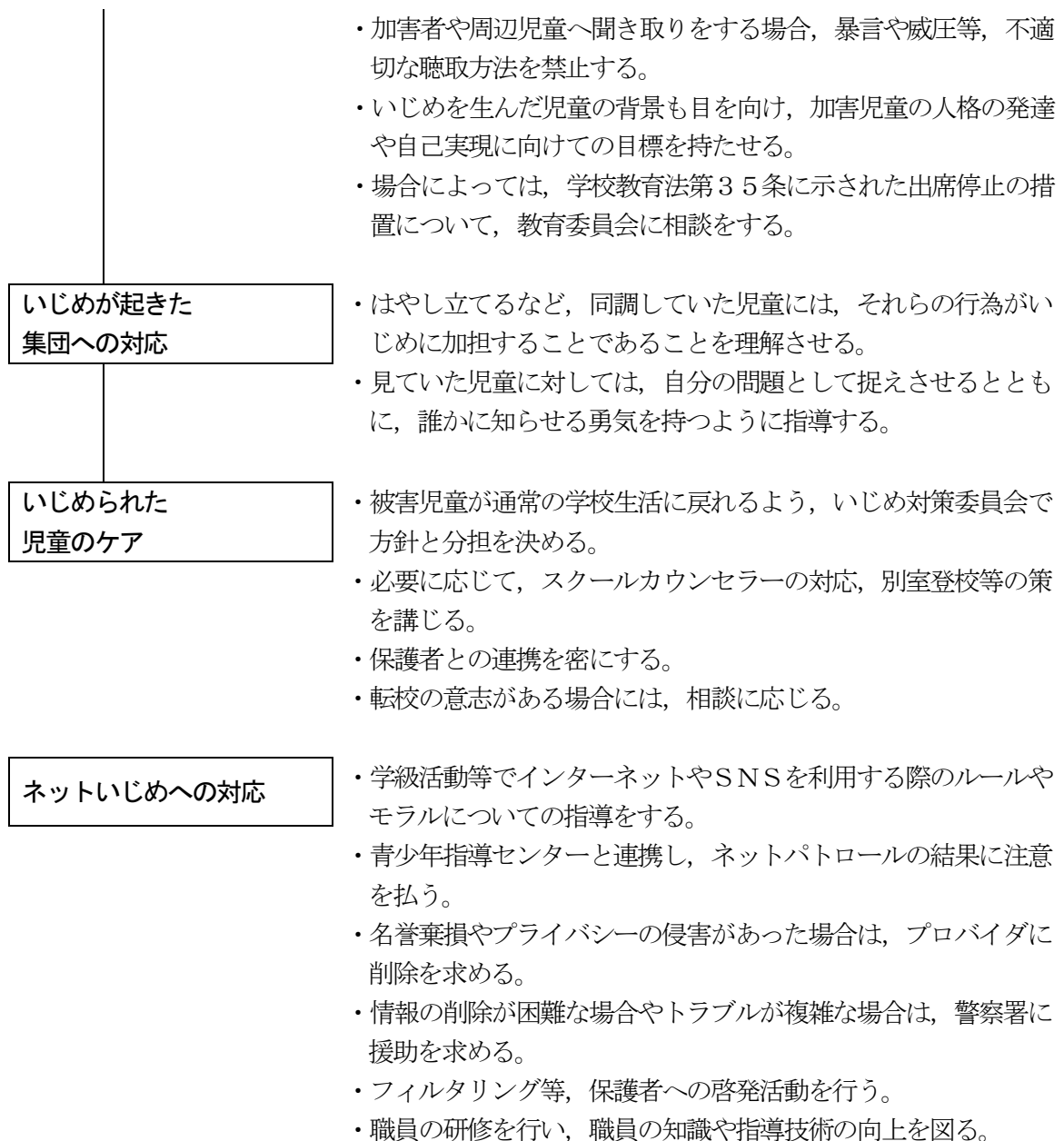
### (3) いじめがあった場合の措置

#### ア 基本的な考え方

- ①いじめ被害児童のケアを最優先とするが、被害児童、加害児童ともに正常な学校生活を送ることができるよう、改善をすることを基本とする。
- ②いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分な注意を払う。
- ③いじめ被害者や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。
- ④いじめへの対応は、基本的には「いじめ対策委員会」を中心とした組織である。
- ⑤所轄警察署等の関係機関との連携を密にする。
- ⑥いじめ被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、別室授業等の措置も考える。

#### イ いじめに対する対応の流れ





## 5 重大事態が発生した場合

### (1) 重大事態の基準（第28条）

- ・いじめにより、児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた時
  - 自殺を企図した場合
  - 心身に重大な障害を負った場合
  - 金品に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより、児童が30日以上欠席を余儀なくされた場合
- ・児童や保護者から同様の内容での訴えがあった場合は、重大事態とする。

### (2) 重大事態の報告（第30条）

重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告をする。

### (3) 重大事態への対応

※重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。

#### ①連絡体制

発見者 → 担任 → 生徒指導主任 → 教頭 → 校長 → 茂原市教育委員会

## ②いじめ対策組織の招集（第28条）

- ・いじめ緊急会議を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。
- ・いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。なお、いじめ調査委員会の委員長は生徒指導主任が務める。また、調査の専門的な知識や経験を有する第三者の参加を図り、公平性を高めるためにスクールカウンセラーの参加を依頼する。さらに、状況に応じて、警察関係者の参加も依頼する。

## ③事実関係を明確にするための調査（第28条）

- ・調査にあたっては、いじめを受けた児童及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表の仕方について、十分に理解を得る。

### ア いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

- 当該児童及び関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。
- 当該児童の学校復帰が阻害されることの無いように、当該児童や情報を提供してくれた児童の安全を最優先にする。

### イ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

- 保護者の要望や意見を十分に聴く。
- 関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。

### ウ 調査結果の情報提供

- 調査結果については、いじめられた児童及び保護者に結果の提供を行う。
- 調査結果については、茂原市教育委員会に結果の報告を行う。

## ④いじめた児童への指導

- ・いじめた児童への指導については、「4（3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・学校教育法第35条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて、警察との連携をとる。
- ・報道や事実に関する話題の拡散により、いじめた児童の人権が侵害されることも考え、関係機関や保護者との連携を密にする。
- ・いじめられた児童との人間関係の再構築、周りの児童との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、いじめた児童の学校生活の充実及び自己実現に向けて、継続的に指導をしていく。

## ⑤いじめられた児童への指導

- ・いじめられた児童への指導については、「4（3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・いじめられた生徒の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウンセラー等の相談体制、学校全体での見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連絡体制、関係機関との連携等、当該児童の支援体制をとる。
- ・まわりの児童による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該児童が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

## 6 公表、点検、評価等

### (1) 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開する。

### (2) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を評価する。また、評価に関しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取り組みがいじめ防止にどのように効果があったのかについて考察し、取り組み内容や方法の見直しを検討する。このような取り組みを通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直す。

### (3) 学校評価における留意事項

いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、保護者・児童（生徒）・教職員等により適正に自校の取り組みを評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

## 年間指導計画

月	学校行事	学校いじめ対策	その他・備考
4月	始業式 入学式 PTA総会	第1回学校いじめ対策全体会議 学校いじめ防止基本方針及び組織の決定 学校ホームページへの掲載 相談窓口の周知 児童理解・支援・いじめ対策委員会	教科・領域等年間計画 作成 異学年縦割りによる清 掃（年間） 学級生活のルール作り
5月	校外学習	児童理解・支援・いじめ対策委員会	ピア・サポート
6月		児童理解・支援・いじめ対策委員会 第1回学校生活アンケート・教育相談 いじめ防止キャンペーン	友人関係の見直し
7月	個人面談	児童理解・支援いじめ対策委員会 職員研修（いじめについての研修会①）	
8月		児童理解・支援・いじめ対策委員会（研修） 第2回学校いじめ対策全体会議	
9月		児童理解・支援・いじめ対策委員会	
10月	終業式・始業式 運動会 入学説明会	児童理解・支援・いじめ対策委員会 職員研修（いじめについての研修会②）	生命尊重の教育
11月	学校公開	児童理解・支援・いじめ対策委員会 第2回学校生活アンケート・教育相談 いじめ防止キャンペーン	学校参観での道徳公開
12月	個人面談	児童理解・支援・いじめ対策委員会	ミニ集会 （地域保護者会）
1月	職場見学	児童理解・支援・いじめ対策委員会（研修）	
2月	標準学力検査 学校評価	児童理解・支援・いじめ対策委員会 第3回学校生活アンケート・教育相談 職員研修（いじめについての研修会③）	
3月	卒業を祝う会 卒業式 修了式	児童理解・支援・いじめ対策委員会 第3回学校いじめ対策全体会議	